

## 小論文 問題用紙

問題 次の文章を読んで、「約束は、必ずしも約束を持ちかけたひとの自由にはならない」ということについて、あなたの思うところ、考えるところを述べなさい。字数は、七〇〇字以上八〇〇字以下とする。

何かを意味するとは特定の意図を持って何かをしたり、言ったりすることだという考えかたは、あるひとが何かをしたり、言ったりするときに、それによって何を意味しているのかについて、その本人が決めることができると思えず想定と結びついていて、自分が何を意味しているかを決めるのは自分自身だ、というわけだ。私の考えかたはそうではない。私が約束を持ちかけたとして、それがどのような約束だったのかは、必ずしも私の意のままに決められるわけではない。約束とはそういうものだ。私があなたに「借りていた本を返す」と約束をして、あなたがそれに同意したとして、それなのに翌日になっても、その翌日になっても一向に返す気配がなく、痺れを切らしたあなたが「返すと言ったのだから早く返して」と責め立てたときに、私が「あのとき意図していたのは、どれだけ日が経ってもいいから、返したくなったら返すということだった」と抗弁したところで、あなたは納得しないはずだ。私はもしかしたら、本当にそうした意図を持っていたのかもしれない。とはいえ約束は約束だ。「返す」と言ったら次に会ったときにでも返すのが普通であって、それをしないなら私は不誠実だ、とあなたはきつと思うだろう。約束は、必ずしも約束を持ちかけたひとの自由にはならない。

約束するひとの考えと約束そのもののあいだには間隙がある。ひとはときに、自分がする気がなかった、それどころか自分では想像してもいなかった約束をしていたことになり、そしてその場合でも、約束は約束として、それに従うことを義務づけられ、それに反すると非難されるようになる。私はただ、あまりにしつこい勧誘を追い払おうとして「いまは忙しい」とあしらったつもりが、「いま」以外のいつかであれば話を聞くといいという約束をしたことにされてしまい、「別の日なら話を聞くといいじゃないですか」などと余計にしつこく責め立てられ、やがては話を聞かざるを得ない羽目に陥ることがあるかもしれない。「聞かざるを得ない」？なぜそんなことになるのだろうか？ 私はそんな約束をしたつもりはなかった。しかし相手が私よりも力が強かったり、あまりに強情だったり、その気になれば私の仕事を妨げることができたりするならば、そんな約束をしたのだという相手側の言い分に、私が譲ってしまうこと、そうする以外に道が見出せないこともあるだろう。約束はときに、約束を持ちかけた本人にとっても思いがけず、望まれもせず、締結すれば不利益をもたらすにもかかわらず結ばれることがある。約束の外側での、ひととひととの力関係によって。

ここにコミュニケーション的暴力が現れる契機がある。コミュニケーションは、話すひとから聞くひとへの約束の持ちかけだ。しかし、コミュニケーションの外側での力関係によって、それがどのような約束であるかが、話している本人の望まないかたちで決められてしまったらどうだろうか？ 望まない約束でも、それが何らかの意味で強いられるものであっても、約束は約束であり、それに従う義務が生じてしまう。話している本人が思ってもいなかったことを意味したことになり、そしてそれに従わないならば「嘘つき」だとか、「不合理」だとかと責められることになる。これを、私はコミュニケーション的暴力のひとつの典型だと考えている。話し手がその振る舞いや発言で何かを意味しようとしても、聞き手の力によって別の何かを意味したことにされ、その別の何かに従って約束が結ばれてしまう。聞き手が意味を独り占めしてしまう。私はこれを「意味の占有」と呼んでいる。